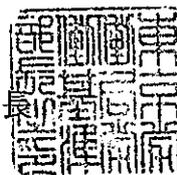


東労基発 1007 第 3 号  
令和元年 10 月 7 日

一般社団法人 東京建設業協会長 殿

東京労働局労働基準部長



### 建設現場における火災による労働災害防止対策の徹底について(協力依頼)

日頃より、建設業における労働災害防止対策について、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、昨年 7 月に多摩市内の建設現場において大規模な火災災害が発生し、また、本年 1 月から 2 月にかけて都内の複数の建設現場でも火災災害が発生しています。さらに、昨年度発生した建設現場での火災災害の多くは、工期後半から竣工間際にかけて発生しており、今後、冬季、年末及び年度末に向け、火災災害防止対策が重要になっています。

このため、東京労働局では、10 月から翌年 2 月までの間を、建設現場における火災災害防止の取組強化期間として、各種対策に取り組むこととしました。

については、貴団体におかれましても、会員事業場が建設現場における火災災害防止対策を適切に実施されますよう指導、援助をお願いします。特に下記事項について確認を行い、問題がある場合は改善を図られるよう指導、援助をお願いします。

### 記

#### 1 可燃性の断熱材を使用する場合

##### (2) 調査、確認

元方事業者は、新築工事にあつては、可燃性の断熱材(以下「断熱材」という。)の施工計画の有無、既存建築物の改修工事等にあつては、断熱材の使用の有無に係る確認を行い、断熱材の使用又は施工計画がある場合には当該断熱材の安全データシート(SDS)を活用して危険性又は有害性等の調査等を実施すること。

##### (2) 施工計画の策定等

元方事業者は、断熱材のある場所において火気を使用しない施工計画を策定すること。また、既存建築物の改修工事等でやむを得ず断熱材の施工されている場所で火気を使用する作業を行う場合は、2の「火気を使用す

る場合」の各事項に留意すること。

作業を行う事業者は、作業手順書の作成及び元方事業者との調整を行うとともに、元方事業者においては、火災を防止するための措置を徹底させるよう必要な助言指導を行うこと。

(4) 表示

断熱材の使用場所であること及び火気厳禁の表示を行うこと。断熱材の保管場所(仮置き場所を含む)についても同様であること。

2 火気を使用する場合

(3) 作業手順の作成

火気を使用する場合は、事前に当該作業に係る危険性又は有害性等の調査等を行い、その結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を講じた火気管理計画及び火気取扱いに係る作業手順を作成し、当該火気管理計画及び火気取扱いに係る作業手順を関係請負人等に周知及び教育すること。

(4) 作業時の火気管理及び防火対策

全ての火気使用場所に消火器等の消火器具を配備すること。

また、火気使用時には、不燃ボードや不燃性シート等による遮蔽を確実にすること。

(3) 整理整頓

火気作業を行う際には、火花が飛散するおそれがあることから、火気作業を行う場所の周辺(作業場所の直上及び直下、並びにそれらの周辺を含む。)に可燃性の資材を放置しないよう、作業場所の整理整頓を行うこと。

(4) 緊急時の措置

元方事業者は、火災発生等の緊急時の連絡方法、避難方法等についてあらかじめ定め、関係事業者に周知するとともに、訓練を実施するなど、緊急時に備え万全の対策を講ずること。